

様式第1号（第3条の2関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 20日

岩手県知事 達増 拓也 様

提出者 株式会社佐賀組

住 所 岩手県大船渡市盛町字田中島27-1

氏 名 代表取締役社長 高橋 賢

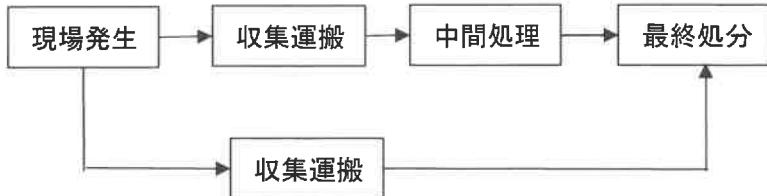
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0192-27-7331

循環型地域社会の形成に関する条例第9条の2第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社佐賀組 宮古営業所
事業場の所在地	岩手県宮古市磯鶏石崎10-22
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合建設業
② 事業の規模	前年度完成工事高 530,000 千円
③ 従業員数	18名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	 <p>現場発生 → 収集運搬 → 中間処理 → 最終処分</p> <p>最終処分 → 収集運搬 → 現場発生</p>

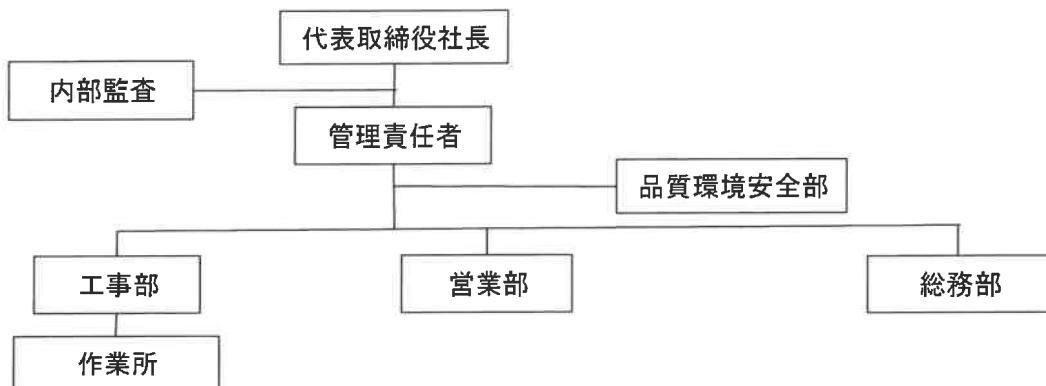


(A4)

※ この様式は、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業所が対象です。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト殻	木くず	紙くず	廃プラスチック類	その他がれき類 他
	排 出 量	759.50 t	40.98 t	9.14 t	0.26 t	8.997 t	0.84
(これまでに実施した取組)							
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別化を推進した。 ・ISO14001に基づく廃棄物の減量化に努めてきた。 ・再生処理を前提とする処分業者へ委託した。 ・資材発生を計画的に管理することにより余剰が生じないようにした。 ・コンクリート殻及びアスコン殻は、発注者と協議の上、再生資源利用物として中間処理場で処分した。 							

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト殻	木くず	紙くず	廃プラスチック類	その他がれき類 他
	排 出 量	500.00 t	100.00 t	10.00 t	1.00 t	10.00 t	1.00 t
(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別化を推進した。 ・ISO14001に基づく廃棄物の減量化に努めてきた。 ・再生処理を前提とする処分業者へ委託した。 ・資材発生を計画的に管理することにより余剰が生じないようにした。 ・コンクリート殻及びアスコン殻は、発注者と協議の上、再生資源利用物として中間処理場で処分した。 							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類（コンクリート殻、アスファルト殻）、木くず、紙くず、廃プラスチック類、その他がれき類、ガラス陶磁器くずを分別した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の取組みを継続します。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
①現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト殻	木くず	紙くず	廃プラスチック類	その他がれき類他
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
(これまでに実施した取組)		<ul style="list-style-type: none"> 大船渡、陸前高田、住田及び釜石管内から発生したコンクリート殻、アスファルト殻については、当社の大船渡リサイクルまで収集運搬し、再生資源利用物として処理する。 					
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト殻	木くず	紙くず	廃プラスチック類	その他がれき類他
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
(今後実施する予定の取組)		<ul style="list-style-type: none"> 大船渡、陸前高田、住田及び釜石管内から発生したコンクリート殻、アスファルト殻については、当社の大船渡リサイクルまで収集運搬し、再生資源利用物として処理する。 					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(第5面)

備考

- 1 この様式は、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業所ごとに1枚作成し、循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第3条の2の基準に従って作成した産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画に添えて提出すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。